

仕業検査車両所管理者の

『忌引休暇』の扱いはおかしい！！

就業規則・労働協約の趣旨を厳守せよ！！

東京・大井地区車両所で働く皆さん！

仕業検査車両所において『忌引休暇』の扱いで許しがたい会社・管理者の対応が明らかになりましたので怒りをこめて全社員に訴えます！

4月28日21時ごろ、分会組合員Fさん（東京仕業検査車両所）に「実母が亡くなった」との連絡がありました。当日、夜勤勤務だったFさんは、助役に「母が亡くなった」旨の連絡をしました。当然、直ちに帰宅できると思っていたFさんに対して、現場管理者は「代務者の手配がつかない！」として『忌引休暇』が発生しているにもかかわらず直ちに帰宅させず、夜中の1時20分まで職場に拘束するという許しがたい暴挙に出ました。Fさんは「今日は実家の北海道には帰れないが、家に帰って準備したいのですぐに帰宅させてほしい！」と管理者に訴えました。さらに組合員や他労組の組合員からの再三の抗議により1時20分ようやく勤務解放となりました。しかし、すでに通勤バスもJRも動いていないため自宅までタクシー（2万円弱）で帰宅しました。

北海道での葬儀を済ませ、会社に出勤してから勤務の扱いを当直助役に確認すると「忌引のことは、総務科長に聞いてくれ！」との返答です。連休明けの5月10日ようやく総務科長と会えたので忌引休暇の扱いを聞きました。驚くことに「忌引は、28日21時から」との返答です！確かに就業規則には「忌引期間の起算日は喪を知った日から」となっています。まさにこの趣旨は、今回の件では28日21時から『忌引休暇』となり、直ちに勤務解放するということです。それを行わなかった事は、就業規則違反であり、協約違反です！私たちからすれば「代務者がいない！」は理由になりません！！では、管理者に問うが「勤務中、急病人が発生したらどうするのですか？」「非常時や異常時での欠員時はどうするのですか？」その場合の運用方法は決まっています！今回の『忌引休暇』も同じように扱うべきです！タクシー代も会社負担が当然と考えていますが、現時点では会社とは残念ながら対立中です！